

2015年11月通常会議 意見書案に対する賛成討論

2015年12月22日

岸本 典子

私は日本共産党天津市会議員団を代表いたしまして、ただいま提案されております意見書案のうち、

- [意見書案第 34 号](#) 地方大学の機能強化を求める意見書、
- [意見書案第 39 号](#) 高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める意見書、
- [意見書案第 42 号](#) 国立大学法人運営費交付金の大幅削減を行わないことを求める意見書、
- [意見書案第 43 号](#) TPP交渉の全貌説明と大筋合意の撤回を求める意見書

の以上4件についての賛成討論を行います。

まず、意見書案第34号 地方大学の機能強化を求める意見書と、意見書案第42号 国立大学法人運営費交付金の大幅削減を行わないことを求める意見書は関連するために、一括して討論します。

国立大学法人などの大学の構造改革を掲げた政府・与党は、選択と集中を図るとして大学の基盤的予算をこの10年間で1,400億円削減をしまいいりました。ところが、政府はさらなる選択と集中を迫り、財務省が国からの運営費交付金に依存する割合と自己収入割合を同じ割合とするという財政方針を打ち出しました。

大学の自己収入の多くは学生から集める学費となっております。奨学金を借りる学生は、90年代後半までは2割程度でありましたが、現在は53%と急増し、過半数の学生は借金なしでは大学に通えないのが現状です。しかも、その奨学金の多数は有利子で、卒業時には平均的なケースで300万円、多い場合には1,000万円もの借金を背負わされるケースもあります。高い学費と劣悪な奨学金制度のもとで学業を諦めざるを得ない若者を国の政策でつくり出すことは決して許されません。さらに、政府は人材需要などを理由にして、人文社会科学、教員養成系の学部、大学院について廃止や社会的要請の高い分野への転換を求める通知を出しています。しかし、人文社会科学の学問は社会の基盤形成に寄与するものであり、三重大の後藤人文学部長は、人文学部は32年前に企業や自治体の要請を受けて設立され、地域を活性化させ、若者を地域に定着させる役割を果たしていると指摘をし、また地方財界人や首長、著名人らも、地方創生を担う責務を果たすための財政支援が不可欠などとする反対表明を相次いで出しています。全国的な高等教育の機会均等や地域活性化の観点からも、地方国立大学の存在意義は大きく、各大学の特性に応じて柔軟に支援をすべきです。

ただし、地方大学の機能強化を求める意見書案の中で、支援強化とあわせて地方大学を地方創生の拠点と位置づけるとの一文があります。この間、予算を削り続けてきた政府が財政的な支援を行うことは当然であります。地方創生を名目にして大学を政府の政策に追随させ、大学の自治と学問の自由を侵害するようなことがあってはならないことを指摘した上で、地方大学への支援強化と予算削減を行わないことを求めるこれらの意見書案に賛成をいたします。

次に、意見書案第39号 高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める意見書です。

安全管理上のミスが相次いだ高速増殖炉もんじゅについて、原子力規制委員会は馳浩・文部科学

省相に対して、日本原子力研究開発機構にかわる新しい運営主体を見つけるように求める初の勧告を出しました。

もんじゅは、運転しながら燃料を増殖させる夢の原子炉と呼ばれ、約 6,000 億円の巨費を投じて建設されましたが、1995 年のナトリウム火災事故以来 20 年間停止。停止中も数々の点検漏れ、ミス、燃料棒落下事故を続発させ、原子力規制委員会から運転禁止命令を受け、実用化時期は 1985 年から 2050 年以降と、65 年も延長されています。このような中であって、停止中でも 1 日 6,400 万円の税金が使われており、これまでもんじゅにつき込まれた資金は約 1 兆 2,000 億円にも達します。核爆弾と同じ高純度のプルトニウムを空気と触れさせただけで発火する危険なナトリウム冷却剤で周りを囲んでいるという、核爆発必至型の構造をしていることから、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツで過酷事故を何度も起こし、先進国は全て撤退をしています。

安倍政権は、運営主体の変更を模索し、もんじゅ存続を図る意向のようではありますが、停止中でもまともに管理できないものを運転などできるわけがありません。国際的なウラン価格は安値で安定をしておりますし、経済的な開発根拠も乏しく、安全性への懸念に加え、必然性も薄らいでいるのは明らかで、技術的にも日本原子力研究開発機構にかわる運営主体などどこにもないのが現状です。これ以上の巨額な税金を浪費し続ける高速増殖炉もんじゅの廃炉を求める本意見書への賛同を求めます。

最後に、意見書案第 43 号 TPP 交渉の全貌説明と大筋合意の撤回を求める意見書です。

10 月 5 日、TPP 大筋合意が報道されました。安倍首相は、国民との約束はしっかり守れたと述べていますが、TPP は加盟国間で工業品、農産品を含む全品目の関税を撤廃し、国や自治体による公共事業や物品、サービスの購入などの政府調達、知的財産権、労働規制、金融、医療、サービスなどの全てにおける関税障壁を撤廃し、自由化をする協定であります。締結した国々の企業は自由に加盟国間の仕事にあやかることができ、経済も活性化すると言われておりますが、TPP は秘密交渉がルールであり、協定本文や附属書、ネガティブリスト、非適用措置リスト、附属書簡、二国間交換文書などによって、何がどこまでどのように担保されているのか全く明らかにはされておらず、これらが全て明らかとなるのは協定発効後 4 年を経過してからです。

アジア太平洋資料センターの内田聖子氏によると、日米政府公表文書については、日本政府が公表した概要は 1,000 ページを超える英文テキストを 100 ページに抄訳したもので、日米二国間並行協議も含め、いまだ全貌は明らかにされていないとのことです。

このような中で、衛生植物検疫措置では 48 時間通関制度の導入という新たな制度が明記されたことが明らかとなりました。これは加入国に対して輸入貨物が国内到着後、通常、遺伝子組み換えやバイオ作物などで 92.5 時間必要な動物検疫や食品検疫を 48 時間以内に税関を通過させることを義務づけたものであります。さらに、日本が TPP 対象から除外している医療機器の規制についても、TPP と同程度の水準を維持し、将来の薬価制度についても協議することを日米間の合意文書で確認していることも明らかとなっております。

国民はもちろん、我々地方議員や国会議員にさえ、自動車の目標数値受け入れ、ISDS、投資家対国家間の紛争解決条項、BSE 検査、遺伝子組み換え食品や残留農薬など、食品安全基準がどのようになったのか、合意内容のほとんどは秘密裏のままです。

政府は、総合的な TPP 関連政策大綱を決めて、今年度の補正予算や来年度の予算編成に反映さ

せるとしてありますが、秘密交渉で大幅に譲歩した大筋合意の内容も明らかにせずに、政府が情報を独占したまま対策なるものを打ち出すというのは極めて不当であります。国民の命に関わる医療や食、環境の安全基準など多くの内容が不明な現状にあって、T P P交渉の全貌説明と大筋合意の撤回を求めるのは当然のことであり、本意見書案に議員諸氏の賛同を求め、以上4件の賛成討論いたします。